

広島県告示第八百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によって、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百三十五号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

呉市豊浜町立花地先

(2) 区域

次の一ア、アイ、イ二を結んだ直線と最大高潮時海岸線及び立花船溜まり北側防波堤とによって囲まれた区域

基 点 一 呉市豊浜町立花船溜まり北側防波堤突端

Ⅱ 二 豊浜町立花と豊町との海岸における境界

ア 一 から三角島長崎鼻を見通す線上百メートルの所

イ 二 から豊島北端を見通す線上二百メートルの所

六 地元地区

呉市豊浜町